

安城市障害福祉計画・
安城市障害児福祉計画
骨子

令和5年6月
安城市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について.....	2
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	4
第2章 障害者を取り巻く現状.....	5
1 障害者の現状.....	5
2 アンケート調査結果.....	5
3 関係団体ヒアリングの意見.....	5
4 成果目標の達成状況.....	5
5 市の障害福祉施策の課題.....	6
第3章 計画の基本的な考え方.....	7
1 計画の基本理念.....	7
2 成果目標.....	8
（1）施設入所者の地域生活への移行.....	8
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	8
（3）地域生活支援の充実.....	8
（4）福祉的就労等から一般就労への移行等.....	9
（5）障害児支援の提供体制の整備等.....	10
（6）相談支援体制の充実・強化等.....	10
（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	10

第4章 障害福祉サービス等の見込み.....	11
1 障害福祉サービスの見込量.....	11
(1) 訪問系サービス.....	11
(2) 日中活動系サービス.....	12
(3) 居住系サービス.....	14
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援.....	15
2 地域生活支援事業の見込量.....	16
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	16
(2) 自発的活動支援事業.....	16
(3) 相談支援事業.....	17
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	17
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	18
(6) 意思疎通支援事業.....	18
(7) 日常生活用具給付等事業.....	19
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	19
(9) 移動支援事業.....	20
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	20
(11) 任意事業.....	21
(12) 地域生活支援促進事業.....	23
3 障害児通所支援・障害児相談支援の見込量.....	24
(1) 障害児通所支援・障害児相談支援.....	24
4 その他の支援の見込量と確保策.....	26
(1) 発達障害のある人及びその家族等に対する支援.....	26
(2) 精神障害に対する重層的な連携による支援体制.....	27
(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組.....	28
(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組.....	28
(5) 子ども・子育て支援.....	29
第5章 計画の推進.....	30
1 計画の推進.....	30
2 計画の進行管理.....	30
資料編.....	31



第 1 章

計画策定にあたって

Ⅱ 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年5月には「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障害者を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障害者やその家族等に対しても支援が必要となっています。

こうした中、本市では、令和2年度に策定した「第5次安城市障害者計画・第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画」において、「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんなしあわせ安城市～」を基本理念に、障害のある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちづくりを推進してきました。

このうち、「第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和5年度を初年度とした「第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画」を策定します。

|| 2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

今般、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、基本指針について改正が行われました。

【指針見直しの主な事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障害福祉サービスの質の確保
 - ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

|| 3 計画の位置付け

「第7期安城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第3期安城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある人の地域生活や一般就労等の支援に向けて達成すべき目標を定めるとともに、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

本計画は、本市における上位計画である「安城市総合計画」の障害福祉に係る個別計画と位置付けられるとともに、「地域福祉計画」で掲げる基本理念「大きく広がれ福祉の輪みんなで支える地域の輪」を障害福祉の視点から達成するための具体的な取組を示すものです。計画の推進にあたっては、国の「基本指針」、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画や関連計画等との整合を図ります。

|| 4 計画の期間

本計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします。



障害者を取り巻く現状

|| 1 障害者の現状

【今後記載項目】

- ・人口の推移
- ・各手帳の所持者数
- ・難病患者等の状況
- ・療育支援の必要な児童の状況 など

|| 2 アンケート調査結果

【今後記載項目】

- ・アンケート調査結果の抜粋

|| 3 関係団体ヒアリングの意見

【今後記載項目】

- ・関係団体ヒアリングの意見の抜粋

|| 4 成果目標の達成状況

【今後記載項目】

- ・第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画の成果目標の達成状況

|| 5 市の障害福祉施策の課題

【今後記載項目】

- ・アンケート調査結果、関係団体ヒアリングの意見を踏まえた今後の課題



計画の基本的な考え方

Ⅱ 1 計画の基本理念

第5次安城市障害者計画では「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を基本理念に掲げ、障害のある人がその個性や能力に応じた力を発揮し、障害の有無にかかわらず共に学び・働き・生きる、その中でお互いに理解し、認め合い、支え合うことのできる環境づくりに向けた施策の実施を図っています。

本計画では安城市障害者計画との調和を図りながら、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

|| 2 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【今後記載項目】

- ・成果目標設定の方針

基準数	
令和4年度末の施設入所者数	
目標値	
令和8年度末までの地域生活移行者数	
令和8年度末の施設入所者数	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【今後記載項目】

- ・成果目標設定の方針

(3) 地域生活支援の充実

【今後記載項目】

- ・成果目標設定の方針

(4) 福祉的就労等から一般就労への移行等

【今後記載項目】

- 成果目標設定の方針

基準数	
令和4年度の 一般就労移行者数	うち就労移行支援
	うち就労継続支援A型
	うち就労継続支援B型
目標値	
令和8年度中の一般就労移行者数	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労移行支援)	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	
令和8年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	
令和8年度における一般就労へ移行した者のうち 就労定着支援の利用者数	
令和8年度における就労定着支援事業所のうち就労定着率 8割以上の事業所の割合	
令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【今後記載項目】

- ・成果目標設定の方針

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【今後記載項目】

- ・成果目標設定の方針

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【今後記載項目】

- ・成果目標設定の方針



第4章

障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	2,353	2,474				
	人/月	168	178				
重度訪問介護	時間/月	1,182	1,206				
	人/月	7	7				
同行援護	時間/月	198	215				
	人/月	18	19				
行動援護	時間/月	126	116				
	人/月	11	10				
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0				
	人/月	0	0				

※各年度月平均実績

② 見込量確保の方策

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援をします。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
福祉型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などをします。
医療型 短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、重症心身障害などの重い障害のある人を短期間医療機関などへ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などをします。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	7,324	7,275				
	人/月	388	388				
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	25	5				
	人/月	2	1				
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	41	49				
	人/月	3	3				
就労移行支援	人日/月	983	868				
	人/月	55	50				
就労継続支援 （A型）	人日/月	2,735	2,828				
	人/月	140	147				
就労継続支援 （B型）	人日/月	4,049	4,701				
	人/月	254	289				
就労定着支援	人/月	25	36				
就労選択支援	人/月	—	—	—			
療養介護	人/月	16	15				
福祉型短期入所	人日/月	272	387				
	人/月	79	80				
医療型短期入所	人日/月	5	24				
	人/月	2	6				

※各年度月平均実績

② 見込量確保の方策

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、主に夜間に住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0				
共同生活援助	人/月	138	147				
施設入所支援	人/月	82	79				

※各年度月平均実績

② 見込量確保の方策

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援をします。
地域定着支援	単身などで生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談などの必要な支援をします。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	302	323				
地域移行支援	人/月	3	1				
地域定着支援	人/月	30	30				

※各年度月平均実績

② 見込量確保の方策

|| 2 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

(3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1				
基幹相談支援センター実施の有無	実施の有無	有	有				
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有				
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス	概要
成年後見制度法人後見支援事業	判断能力が不十分な障害のある人で、適切な後見人などが得られないときに社会福祉協議会が後見人となり財産管理などの法律行為について支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

(6) 意思疎通支援事業

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通に支障がある人を手話通訳者の設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣などにより支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人/年	2	2				
手話通訳者派遣事業	件/年	377	410				
要約筆記者派遣事業	件/年	38	37				

② 見込量確保の方策

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障害のある人に対して、日常生活用具等を給付します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件/年	9	9				
自立生活支援用具	件/年	19	23				
在宅療養等支援用具	件/年	47	38				
情報・意思疎通支援用具	件/年	24	20				
排泄管理支援用具	件/年	3,408	3,149				
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	5				

② 見込量確保の方策

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	実施	実施				

② 見込量確保の方策

(9) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	151	161				
	時間/月	923	1,076				

※各年度月平均実績

② 見込量確保の方策

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1				
	人/月						

② 見込量確保の方策

(11) 任意事業

サービス	概要
訪問入浴サービス	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障害のある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族などの介護負担の軽減を図ります。
日中一時支援	障害のある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
地域移行のための安心生活支援	地域における自立を促進するための自立生活体験の場や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、障害のある人の地域生活を支える体制を整えます。
レクリエーション活動等支援	スポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民と一体となった振興を図ります。
文化芸術活動振興	障害のある人などの作品展、音楽会、映画会などの芸術文化活動の機会を提供し、創作意欲を助長するための環境の整備及び必要な支援を行います。
点字・声の広報等支援	文字による情報入手が困難な障害者等のために、地域生活を営む上で必要な情報を提供することにより、障害者等の社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造助成	障害のある人を対象として、自動車運転免許取得費用の一部を助成するとともに、身体障害のある人が自動車を改造する必要がある場合に、その改造に要する経費の一部を助成します。
知的障害者職親委託	知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、自立更生を図ります。
障害支援区分認定等事務	障害支援区分の認定等のために調査を実施したり、審査及び判定に当たって医師に意見書を作成させる事務等を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	人/月	29	29				
日中一時支援事業	人/月	201	183				
	回/月	1,046	877				
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	人	4	4				
自立生活体験の場	か所	1	1				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有				
文化芸術活動振興	実施の有無	有	有				
点字・声の広報等支援	実施の有無	有	有				
自動車運転免許取得・改造助成	実施の有無	有	有				
知的障害者職親委託	実施の有無	有	有				
障害支援区分認定調査	実施の有無	有	有				
医師意見書作成及び審査会の運営の事務	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

(12) 地域生活支援促進事業

サービス	概要
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、精神保健福祉士を配置し、虐待時の対応のための体制を整備します。
成年後見制度普及啓発事業	弁護士等による講演会を開催するなど普及啓発を行います。
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護の利用者が大学等に修学するに当たって必要な身体介護等を、大学等における支援体制が構築されるまでの間において提供します。
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有				
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

3 障害児通所支援・障害児相談支援の見込量

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障害のある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	1,540	1,786				
	人/月	101	134				
医療型児童発達支援	人日/月	1	8				
	人/月	0	1				
放課後等デイサービス	人日/月	4,075	4,680				
	人/月	369	412				
保育所等訪問支援	人日/月	5	11				
	人/月	4	11				
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0				
	人/月	0	0				
障害児相談支援	人/月	128	145				
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	5	5				

② 見込量確保の方策

4 その他の支援の見込量と確保策

(1) 発達障害のある人及びその家族等に対する支援

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラムの受講者数	人	42	42				
ペアレントメンターの人数	人	0	0				
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0				

② 見込量確保の方策

(2) 精神障害に対する重層的な連携による支援体制

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	4	4				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	11	12				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1				
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	人	7	7				
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	人	33	39				
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	人	37	34				
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	人	0	0				

② 見込量確保の方策

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	実施の有無	有	有				
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	実施の有無	有	有				
地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修への市職員の参加者数	実施の有無	有	有				
審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	実施の有無	有	有				

② 見込量確保の方策

(5) 子ども・子育て支援

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績		見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育園・認定こども園における障害のある子どもの受け入れ	人	36	35				
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある子どもの受け入れ	人	44	74				

② 見込量確保の方策



計画の推進

|| 1 計画の推進

【今後記載項目】

- 計画の推進体制の方針

|| 2 計画の進行管理

【今後記載項目】

- PDCAサイクルによる進行管理の方針



資料編